

鴨川市幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布について

鴨川市 子ども家庭センター 20240401



自分の歯でしっかり噛んで食べられることが生涯の健康に影響するため、子どものころから歯と口の健康によい習慣を持つことが大切です。特に、1歳6か月児健診から3歳児健診までの期間は、生えたとの歯がむし歯になりやすく、むし歯の本数も急激に増加する時期です。乳歯のむし歯は進行が早く、永久歯の歯ならびや永久歯のむし歯にもかかわります。そのため、市では、一番むし歯になりやすい生えたとの乳歯の歯質の強化と8020運動推進を目的として、むし歯予防に効果のある「フッ化物歯面塗布」を幼児歯科健康診査とあわせて、市内の医療機関に委託し(委託機関(歯科医院)という。)実施します。

【受診票交付対象者】

鴨川市に住所と住民登録があるお子様で、1歳6か月児健康診査該当者。

(他市から転入し、鴨川市に住所と住民登録があるお子様は、2歳未満の場合市への申し出が必要です。)

【受診票】

鴨川市幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布受診票は、ふれあいセンターで行う1歳6か月児健診の個別相談の際に、説明とあわせて氏名を記入し2回分(有効期限が違う2種類)を配付します。(郵送いたしません)

- ・受診票を使用する場合、「幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布」の実施は無料です。(自己負担はありません)
- ・歯科健康診査のみ実施を希望される場合はあらかじめ歯科医院に申し出て下さい。(自己負担はありません)
- ・受診票は再発行いたしませんので、紛失しないようご注意ください。
- ・鴨川市から転出する場合は、転出日を含めて受診票を使用することができません。

(お手数をおかけしますが、返却くださるようお願いいたします。)

【実施について】 有効期限が受診票に記載されていますので、それぞれの期間内に受診してください。

受診には、歯科医院への予約連絡が必要です。受診票を使用する事を予約連絡の際に歯科医院に伝えて下さい。

1回目：2歳～2歳3か月になる期間に実施...予約の目安は受診希望日の1か月前(1歳11か月以降)

2回目：2歳6か月～2歳9か月になる期間に実施...予約の目安は受診希望日の1か月前(2歳5か月以降)

有効期限がすぎた受診票は使用することができませんのでご注意ください。

【受診できる場所】

鴨川市内の委託機関(歯科医院) ※以下に記載のない歯科医院では、受診票を使用することができません。

【委託機関(歯科医院)】

	歯科医院名(五十音順)	電話番号	所在地	郵便番号
1	池田歯科医院	04-7094-1401	鴨川市天津 1768-1	299-5503
2	亀田クリニック 歯科センター	04-7099-1118	鴨川市東町 1344	296-0041
3	鴨川市立国保病院 歯科	04-7097-1222	鴨川市宮山 233	296-0112
4	こんどう小児歯科	04-7093-6480	鴨川市横渚 1463-5	296-0001
5	とうじま歯科	04-7093-4618	鴨川市前原 13	296-0002
6	中嶋歯科医院	04-7092-5511	鴨川市前原 242	296-0002

【内容】

・口腔内診査とフッ化物歯面塗布、歯みがきのコツやおやつの取り方など、ふだん困っていること、疑問に思っていることも相談できます。

【持参していただくもの】

- ① 鴨川市幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布受診票
- ② 母子手帳
- ③ 歯ブラシ



【個人情報の取扱い及び受診情報について】

・個人情報は鴨川市個人情報保護条例に基づき適正に取扱います。

・受診情報はデータから個人を特定できる情報を排除し、保健指導や学術的検討等に利用する場合がありますことをご了承下さい。